

# 地域建設業経営強化融資制度に係る 債権譲渡の承諾の取扱いについて

	平成21年3月13日
	20水経契第766号
	平成22年3月31日
改正	21水経契第728号
	平成23年3月25日
改正	22水経契第675号
	平成24年3月6日
改正	23水経契第773号
	平成25年3月29日
改正	24水経契第886号
	平成26年3月27日
改正	25水経契第888号
	平成27年3月27日
改正	26水経契第863号
	平成28年3月17日
改正	27水経契第700号
	令和2年3月26日
改正	31水経契第572号
	令和3年3月31日
改正	2水経契第583号

## 第一 債権譲渡の承諾に係る方針

### 1 目的

地域建設業経営強化融資制度（以下「融資制度」という。）は、平成20年10月17日付国総建第197号、国総建整第154号通達（以下「基本通達」という。）に基づき、中小・中堅元請建設業者が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進する等により、中小・中堅元請建設業者の資金調達の円滑化を図り、更に工事の適正な履行の確保に寄与することを目的とする融資制度である。

この融資制度を受け、東京都水道局（以下「当局」という。）と工事請負契約（以下「請負契約」という。）を締結する中小・中堅元請建設業者が、本融資制度を利用して完成工事部分については組合等から転貸融資を、未完成工事部分については金融機関から融資を受けるため、施工中の工事に係る債権譲渡申請を当局に対して行った場合に、当局が契約書第4条第1項ただし書の規定に基づき工事請負代金債権の譲渡を承諾するときの方針を以下のとおり定める。

なお、承諾に係る具体的な手続については、第二に定める。

## 2 用語の定義

### (1) 組合等

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に定める事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）、特例民法法人である建設業者団体又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本融資制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」という。）が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者

### (2) 中小・中堅元請建設業者の範囲

原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者で、当局と請負契約を締結した施工中の工事について組合等から転貸融資を認められる者（倒産等の場合を除く。）

なお、建設共同企業体（以下「JV」という。）の場合は、構成員全員が中小・中堅元請建設業者であること。

### (3) 契約書

当局と中小・中堅元請建設業者が締結した工事請負契約書

### (4) 工事請負代金債権

当局と中小・中堅元請建設業者が締結した請負契約に基づき、工事完成後に当局が中小・中堅元請建設業者に支払う予定の工事請負代金

### (5) 倒産等

以下のいずれかに該当した場合とする。

- ① 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項の規定により破産手続開始の申立てをした場合
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定により更正手続開始の申立てをした場合
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをした場合
- ④ 会社法（平成17年法律第86号）第511条第1項の規定により特別清算開始の申立てをした場合
- ⑤ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ⑥ その他債務の弁済が不可能となった場合

## 3 対象工事

当局が融資制度に係る債権の譲渡を承諾できる対象工事は、以下の全てに該当する工事とする。

- (1) 東京都水道局財務規程（昭和35年水道局管理規程第22号。以下「財務規程」という。）第59条第1項第11号の規定による前金払を受けた工事であること。
- (2) 対象工事の進捗率が全体の2分の1以上であること。
- (3) 債権譲渡の承諾申請時の年度内に完了することが見込まれる工事、あるいは、債務負担行為に係る工事又は繰り越される工事で、債権譲渡の承諾申請時において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満である工事。
- (4) 以下に掲げる事項に該当しないこと。
  - ① 債権譲渡承諾依頼書の提出時点が、当該請負契約の履行期限まで2週間に満たない場合
  - ② 中小・中堅元請建設業者が契約書第43条各号又は第43条の2各号のいずれかに該当するため、債権譲渡を認めることが不相当と判断される場合
  - ③ あらかじめ債権譲渡を禁止する旨の定めのある場合
  - ④ 履行保証を付したもののうち、当局が役務的保証を必要とする場合
  - ⑤ 財務規程第227条第2項又は第227条の2（同規程第239条の規定により準用する場合を含む。）に規定する調査（低入札価格調査）の結果落札した者と契約締結した場合
  - ⑥ 中小・中堅元請建設業者の施工能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不相当な特別の事由がある場合

#### 4 譲渡の対象となる工事請負代金債権の範囲

譲渡の対象となる工事請負代金債権は、2の(4)に示すとおり、工事が完成した場合において、当局が中小・中堅元請建設業者に支払う予定の契約書第30条第2項の検査に合格し、引き渡しを受けた部分に相応する工事請負代金から既に支払をした前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する当局の請求権に基づく金額を控除した額の全額である。

#### 5 債権譲渡人及び債権譲受人

工事請負代金債権の譲渡人は融資制度を利用しようとする中小・中堅元請建設業者（以下「債権譲渡人」という。）とし、工事請負代金債権の譲受人は融資制度を行うために振興基金から債務保証承諾書（根保証用）の発行を受けた組合等（以下「債権譲受人」という。）とする。

## 6 支払計画等の提出について

債権譲渡人は債権譲受人から融資を受ける際に、融資申請時までの当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び本融資制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画を債権譲受人に提出し、債権譲受人において確認することとなっている。また、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）においては債権譲受人から、支払状況及び支払計画の写しを受けて確認することとなっている。

## 7 譲渡することができる工事請負代金債権の担保の範囲

融資制度において譲渡することができる工事請負代金債権は、次に掲げるものに対して担保するものであり、債権譲受人が債権譲渡人に対して有するその他の債権を担保するものではない。

- (1) 債権譲受人から債権譲渡人に対して支払う当該工事に係る貸付金
- (2) 保証事業会社が当該工事に関して当該債権譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権

## 8 当該請負契約の内容について変更が生じた場合の取扱い

債権譲渡承諾後に当該請負契約の内容について変更が生じ、請負代金額が増減した場合の工事請負代金債権の額は、債権譲渡承諾時の工事請負代金債権の額に、契約変更により加え又は減じた後の額とする。

## 9 当該請負契約が解除された場合の取扱い

契約書第43条、第43条の2、第44条、第45条、第45条の2及び第46条の2の規定により、請負契約が工事完成前に解除された場合の工事請負代金債権の金額は、契約書第46条第1項の既済部分の検査に合格し、引き渡しを受けた部分に相応する請負代金額から、既に支払をした前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する違約金等の当局の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。

なお、債権譲渡人及び債権譲受人は、当該請負契約に基づき当局が行う既済部分（出来高）の査定の結果については、異議申し立てをすることはできない。

## 第二 債権譲渡の承諾に係る事務手続等

### 1 債権譲渡の承諾申請

債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡の承諾申請を行う場合は、以下のとおり申請書類を提出する。

なお、債権譲渡人及び債権譲受人は、融資制度に係る書類の提出、受理又は工事現場への立入り等の際は、身分証明書又は建設工事等競争入札参加資格審査を経て都が発行した受付票（以下「受付票」という。）を持参することとし、当局から求められた場合は、速やかに提示するものとする。

(1) 提出する申請書類は次のとおりとする。

① 債権譲渡承諾依頼書（局様式1） 3通

② 締結済の債権譲渡契約証書の写し 1通

※ 様式は、平成20年10月17日付国官会第1255号、国地契第34号、国官技第171号、国営計第61号通達（以下「官房課長通達」という。）に定める様式3を準用することとし、国土交通省において当該通達が改正された場合は、改正後の通達に基づくものとする。

③ 工事履行報告書 1通

※ 様式は、官房課長通達に定める様式1を準用することとし、国土交通省において当該通達が改正された場合は、改正後の通達に基づくものとする。

なお、申請日が当該月の16日以降である場合は、当該月の15日までの進捗状況を実施工程欄に必ず記載するものとする。

④ 発行日から3か月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通

⑤ 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの 1通

※ 約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示しておくこと。

⑥ 振興基金が発行する債務保証承諾書（根保証用）の写し 1通

※ 別途、債務保証承諾書（根保証用）の本書を持参すること。

⑦ 債権譲渡通知書 1通

※ 様式は、基本通達に定める様式3を準用（承諾日は記載不要）することとし、国土交通省において当該通達が改正された場合は、改正後の通達に基づくものとする。

⑧ 受付票の写し 1通（※契約締結後に債権譲渡人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び使用印等の変更があった場合に提出するものとする。）

(2) 申請書類の提出先は、当該工事の施工担当部署（以下「施工担当部署」という。）とし、申請書類の提出方法は、債権譲渡人と債権譲受人が共同して施工担当部署に

持参するものとし、郵送等による提出は認めないものとする。

但し、共同して持参できない場合は、いずれかの委任状（局様式2）を提出することにより、単独で提出することができるものとする。

なお、3による債権譲渡承諾書（局様式1）又は4による債権譲渡不承諾通知書（局様式3）の交付に際し、債権譲渡人と債権譲受人のいずれかが単独で受領する場合についても委任状（局様式2）を提出すること。

(3) 申請書類の提出期限は、当該請負契約の履行期限の2週間前までとする。

(4) 施工担当部署は受理した申請書類を確認の上、当該工事の契約担当部署（発注者が局長の場合は、経理部契約課。発注者が本部又は所の長の場合は、本部又は所の契約担当部署。以下「契約担当部署」という。）へ送付する。

## 2 申請内容の確認

債権譲渡の承諾申請に係る申請書類を受理した施工担当部署は、地域建設業経営強化融資制度に係るチェックリスト（局様式6）（以下「チェックリスト」という。）を使用し、以下の点について確認する。

(1) 第一の3に定める対象工事であること。

(2) 債権譲渡承諾依頼書（局様式1）

① 同じものが3通提出されていること。

② 本取扱いに定める局様式1を使用しており、定められた必要事項の全てが記載されていること。（基本通達及び官房課長通達に定める様式では不可）

③ 次の内容が契約書と一致していること。

○ 工事件名、工事場所、契約締結日、工期、請負代金額

○ 債権譲渡人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名 等

④ 債権譲渡人が使用した印が、契約書に押印したものと同一であること。

なお、契約締結後に使用印等の変更があった場合は、受付票により確認すること。

⑤ 債権譲受人の所在地、名称、代表者職氏名及び使用した印が、印鑑証明書及び振興基金が発行する債務保証承諾書（根保証用）の写しに記載されている被保証者名と一致していること。

⑥ 支払済の前払金額、中間前払金額及び部分払額に誤りがなく、債権譲渡額（申請時点）が、請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。

⑦ JV案件の場合は、JVの名称、JVの代表者及び構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載がJV協定書と一致していること、また、JVの代表者が使用した印は、契約書に押印したものと同一であること。

なお、この場合において、JVの構成員の押印は不要である。

また、復代理人を定めている場合は、所在地、役職名及び氏名が契約書と一致していること。（※JVの各構成員が単独で自らの持分に相当する債権のみの譲渡は出来ず、JV構成員全員が債権全体を一括して譲渡することが条件となる。）。

(3) 締結済の債権譲渡契約証書の写し

① 次の内容が契約書等と一致していること。

工事名、工事場所、契約日、工期、請負代金額、既受領金額、債権譲渡額

② 債権譲渡契約証書の債権譲渡人及び債権譲受人の記載は、それぞれ印鑑証明書により記載内容と実印を確認すること。

③ JV案件の場合は、JVの名称、JVの代表者及び構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載がJV協定書と一致していること、また、押印した印がJV協定書に押印したものと同一であること。（※JVの各構成員全員が債権譲渡に同意していることを確認すること。）。

(4) 工事履行報告書

工事履行報告書中、実施工程により、本件工事の進捗状況が全体の2分の1以上であることを確認すること。

(5) 印鑑証明書（原本）

発行日から3か月以内の印鑑証明書（原本）が提出されていること。

(6) 履行保証人の承諾書の写し

契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾をうけている旨を証するものが提出されていること。

① 承諾書の写しの内容が、通常の履行保証の内容であり、かつ適正な相手方が発行したものであることが確認できること。（役務的保証特約付ではない。）

② 発注者に提出済の保険又は保証証券等及び約款等と前項の相手方及び承諾書の記載内容が一致していること。

(7) 債務保証承諾書（根保証用）

振興基金が債権譲受人に対して発行した融資制度についての債務保証承諾書（根保証用）の写しが提出されていること。

(8) 債権譲渡通知書

債権譲渡通知書が提出されており、債権譲受人の振込口座など必要事項が適正に記載されていること。

また、債権譲渡人及び債権譲受人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名が債権譲渡承諾依頼書記載のものと一致しており、債権譲渡人が使用した印は、契約書に押印したものと同一であること。ただし、JV案件については、債権譲渡人としてJV代表者のみの記載で足りるものとする。

なお、債権譲渡承諾月日は記載しないものとする。

### 3 債権譲渡の承諾手続

契約担当部署が、施工担当部署から当該債権譲渡の承諾申請書類の送付を受けた後の承諾手続は以下のとおりとする。

- (1) 申請書類の送付を受けた契約担当部署は、速やかに債権譲渡の承諾のための決裁手続を行う。
- (2) 契約担当部署は、決裁手続終了後、債権譲渡承諾書 3 通に発注者印及び確定日付印を押印する。
- (3) 契約担当部署は、発注者印及び確定日付印を押印した債権譲渡承諾書 3 通のうち、債権譲渡人と債権譲受人にそれぞれ 1 通ずつ交付する。  
残りの債権譲渡承諾書及びその他の申請書類等については、施工担当部署へ送付する。
- (4) 施工担当部署は、送付された書類を契約書の綴りに添付し、保管する。その際、債権譲渡整理簿（局様式 5）に必要事項を記載し、保管するものとする。
- (5) 債権譲渡承諾書の交付は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後おおむね 2 週間以内に遅滞なく行うものとする。

### 4 債権譲渡の不承諾

契約担当部署が、当該債権譲渡の承諾申請書類の送付を受けた後に、債権譲渡人が契約書第 4 3 条各号又は第 4 3 条の 2 各号のいずれかに該当することが判明したなど、申請内容に変更が生じたことにより、2 の要件を満たさないものと確認した後の不承諾の手続は、以下のとおりとする。

- (1) 申請書類の送付を受けた契約担当部署は、速やかに債権譲渡を不承諾とする決裁手続を行う。
- (2) 契約担当部署は、決裁手続終了後、債権譲渡不承諾通知書（局様式 3）3 通に発注者印を押印する。
- (3) 契約担当部署は、発注者印を押印した債権譲渡不承諾通知書 3 通のうち、債権譲渡人と債権譲受人に各々 1 通ずつを交付し、申請書類等を返却する。残りの債権譲渡不承諾通知書については、施工担当部署へ送付する。



(4) 施工担当部署は、送付された書類を契約書の綴りに添付し、保管する。

(5) 契約担当部署は、債権譲渡不承諾通知書を債権譲渡人と債権譲受人に交付する際は、不承諾の理由を説明するものとする。

## 5 出来高の確認

(1) 債権譲受人は、融資制度における債権譲渡契約の締結及び融資審査手続等を行う際には、譲受する工事請負代金債権の担保のために工事の出来高を査定することとなっている。

(2) 債権譲受人は、出来高の査定のために現場確認の必要がある場合には、当局に対し工事出来高確認協力依頼書（局様式4）を提出するものとする。

なお、書類の提出先は、施工担当部署とし、提出方法は持参又は郵送の方法によるものとする。

(3) 債権譲受人から工事出来高確認協力依頼書の提出を受けた施工担当部署は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認するものとする。

(4) 債権譲受人は、工事現場に立ち入る際は、身分証明書又は受付票を持参することとし、当局から求められた場合は、速やかに提示するものとする。

## 6 融資実行の報告等

(1) 債権譲受人は、債権譲渡人に対し融資を実行した場合は、実行後1週間以内に連署の融資実行報告書（官房課長通達に定める様式5を準用）を当局に提出する。

なお、書類の提出先は、施工担当部署とし、提出方法は持参又は郵送の方法によるものとする。

(2) 施工担当部署は、融資実行報告書に記載されている債権譲渡人と債権譲受人が債権譲渡承諾依頼書と一致すること、債権譲渡人の印と契約書の押印が同一であることを確認した後、融資実行報告書を当該契約書の綴りに添付し、保管する。

(3) 債権譲渡人は、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、基本通達記14※に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合は、速やかに公共工事金融保証証書の写しを当局に提出する。

なお、書類の提出先は、施工担当部署とし、提出方法は持参又は郵送の方法によるものとする。

### ※基本通達記14 保証事業会社による金融保証の保証範囲

本制度における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とすることとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先からの中小・中堅元請建設業者への融資額を控除した金額の範囲内とする。

- (4) 施工担当部署は、書類受理後、公共工事金融保証証書の写しを当該契約書の綴りに添付し、保管する。

## 7 請負代金等の請求

- (1) 債権譲受人は、契約書に定められた検査等の所定の手続を経て、請負代金又は部分払金（以下「請負代金等」という。）の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事請負代金債権の範囲内で、当局に対し支払を請求することができる。

なお、債権譲渡承諾後は、債権譲渡人は当局に対し一切の請求をすることができない。

- (2) 債権譲受人は、請負契約に基づき確定した請負代金等の支払を当局に対し請求するときは、工事請負代金請求書を施工担当部署に提出するものとする。

なお、工事請負代金請求書の様式は、基本通達に定める様式7を準用することとし、国土交通省において様式が改正された場合は、改正後の様式に基づくものとする。

- (3) 施工担当部署は、工事請負代金請求書及び工事請負代金債権の金額を確認の上、債権譲渡通知書に基づき譲渡された工事請負代金債権の支払先を、請負代金等の支払手続の際に、債権譲受人が指定した口座に変更するものとする。

## 8 契約変更の場合の取扱い

- (1) 債権譲渡人は、債権譲渡を承諾した後に契約変更により請負契約の契約金額が変更され、その結果、工事請負代金債権の額が変更された場合は、債権譲受人に契約変更の際に当局に提出した承諾書の写しを提出するものとする。

- (2) 債権譲渡人及び債権譲受人は、連署により工事代金債権計算書（契約変更用）（局様式7）を作成のうえ、施工担当部署に持参又は郵送の方法で提出するものとする。

- (3) 工事代金債権計算書（契約変更用）の提出を受けた施工担当部署は、計算書の内容を、契約書、債権譲渡承諾依頼書及び契約変更の際に当局に提出した承諾書により確認する。また、債権譲渡人の印と契約書の押印が同一であるか確認し、記載に誤りがない場合は受理する。なお、記載内容に誤りがある場合は、再提出するよう申し入れる。

- (4) 工事代金債権計算書（契約変更用）を受理した施工担当部署は、債権譲渡整理簿の当該工事の備考欄に、受付日及び当該契約変更に伴う工事請負代金債権の変更後の金額を記載し、工事代金債権計算書（契約変更用）を債権譲渡承諾書と共に契約書の綴りに添付し、保管する。

## 9 契約解除の場合の取扱い

- (1) 債権譲渡を承諾した後に債権譲渡人の倒産等又はその他の理由により契約解除された場合は、契約担当部署は第一の9により算出した額を工事請負代金債権の額とし、債権譲受人に通知するものとする。
- (2) 債権譲受人は、工事代金債権計算書（契約解除用）（局様式8）を作成のうえ、施工担当部署に持参するものとし、郵送等による提出は認めない。  
この場合、債権譲渡人が倒産等により、連署による工事代金債権計算書（契約解除用）の作成が不可能な場合は、債権譲受人のみの記名押印でも可とする。
- (3) 工事代金債権計算書（契約解除用）の提出を受けた施工担当部署は、計算書の内容を、契約書、債権譲渡承諾依頼書等により確認し、記載に誤りがない場合は受理する。  
なお、記載内容に誤りがある場合は、再提出するよう申し入れるものとする。
- (4) 工事代金債権計算書（契約解除用）を受理した施工担当部署は、債権譲渡整理簿の当該工事の備考欄に、受付日及び当該契約解除に伴う工事請負代金債権の変更後の金額を記載し、工事代金債権計算書（契約解除用）を債権譲渡承諾書と共に契約書の綴りに添付し、保管する。

## 10 不正行為への措置

融資制度に関し債権譲渡人や債権譲受人から当局に提出された書面について、明らかな偽造・改ざん等の不正行為が認められたときは、契約担当部署は、融資制度の監督官庁、債権譲受人の監督行政庁及び振興基金等にその事実を通報する。

### 1.1 指名選定等における留意事項

融資制度は健全な中小・中堅元請建設業者が積極的に活用すべきものであるので、中小・中堅元請建設業者が債権譲渡を申請したことをもって、希望制指名競争入札における指名選定等において不利益な取扱いをすることがないように留意すること。

### 1.2 その他様式類等

融資制度を実施するに当たって必要な組合等における様式類等で本取扱いに定めのないもの（組合等の内部の処理を定めた内規、出来高確認書、債権譲渡契約証書、金銭消費貸借契約書、支払状況・支払計画書、保証事業会社の受益の意思表示書等）は、

融資制度の監督官庁や振興基金が定めたものを使用することとする。

また、同じく組合等における取扱いについては、当該組合等が、当該組合等の監督行政庁、融資制度の監督官庁あるいは振興基金等と協議の上、必要な手続を経て定めることとする。

(附則)

この「地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾の取扱いについて」は、平成21年3月13日から施行することとし、平成22年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

(附則)

この「地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾の取扱いについて」は、平成22年4月1日から施行することとし、平成23年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

(附則)

この「地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾の取扱いについて」は、平成23年4月1日から施行することとし、平成24年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

(附則)

この「地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾の取扱いについて」は、平成24年4月1日から施行することとし、平成25年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

(附則)

この「地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾の取扱いについて」は、平成25年4月1日から施行することとし、平成26年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

(附則)

この「地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾の取扱いについて」は、平成26年4月1日から施行することとし、平成27年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

(附則)

この「地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾の取扱いについて」は、平成27年4月1日から施行することとし、平成28年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

(附則)

この「地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾の取扱いについて」は、

平成28年4月1日から施行することとし、平成33年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

(附則)

この「地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾の取扱いについて」は、令和2年4月1日から施行することとし、令和3年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

(附則)

この「地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾の取扱いについて」は、令和3年4月1日から施行することとし、令和8年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。